令和５年５月１日

保護者各位

認定こども園　釜井台幼稚園
園長　山﨑　英明

５月８日（月）以降の基本的感染症対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症が５月８日（月）より感染症法上の分類が２類から５類になり、季節性インフルエンザと同じ分類となります。この日以降はマスクの取り扱いと同様、対策は個人や事業者の判断に委ねることになり、自主的に取り組むことになります。

当園としても**国の通知を踏まえ感染対策の見直しを行い、５月８日以降は、原則コロナ以前の通常の感染症対策に戻ります。**しかし、位置づけ変更後も新型コロナウイルスの存在自体がなくなるわけではありません。今後とも自主的な感染対策を一人ひとりが継続いただくようお願いいたします。

なお､5 類移行後も通常の感染症対策として継続させていただくものもありますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症に罹患した園児の取扱い **（国通知より抜粋）**	○ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する**出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする**こと ※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から５日を経過するまでを基準とすること ○ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと ○ 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、**発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する**こと ○ 出席停止解除後、**発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する**
○新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得に対する配慮について **（国通知より抜粋）**	出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、**学校に陰性証明を提出する必要はない**こと。また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、**自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ない**こと
○濃厚接触者の取扱いについて **（国通知より抜粋）**	令和５年５月８日以降は、**濃厚接触者としての特定は行われない**こととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、**行動制限及びその協力要請は行われない**こと等を踏まえ、 ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等 ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者 であっても、**新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない**こと
園への報告について	**園児が陽性となった場合のみコドモンまたは電話で連絡**

	その際下記の事項を報告 ①発症日（診察・検査による陽性確認日）、 ②登園停止期間 濃厚接触者（園児・家族）の連絡、陽性者（家族）の連絡は必要なし
臨時休園、学年・学級閉鎖の取扱い （宇都宮市保育課）	１　休園等措置について 　令和５年５月７日をもって新型コロナウイルス感染症に起因する臨時休園等の措置は終了となります。（５月７日に休園等の措置が発生した場合，休園等の期間は５月７日をもって終了となります） ２　保育料の還付について 　休園措置の終了に伴い，新型コロナウイルス感染症に伴う対応により欠席した児童への保育料還付についても５月７日をもって終了いたします。 ※臨時休園、学年・学級閉鎖の措置基準は今後の国通知、保健所、保育課、医師会等の判断を待ち検討する。
登園のルール	**【通常の感染症対策として継続】** 〇下記の条件に当てはまる園児は登園を控え自宅療養にご協力ください。 ⑴37.5℃以上の発熱、せき、のどの痛みなど風邪症状がある場合 ・解熱後 24 時間を経過していない、風邪症状が改善していない場合 ⑵下痢、嘔吐などの体調不良が見られる場合 ※保育時間中に⑴・⑵の状態となった場合は速やかなお迎えをお願いします。
マスクの着用	**個人の判断**（園児・保護者・職員）※誹謗中傷及び強要はしない。
検温	**【通常の感染症対策として継続】** 園児のコドモンでの毎朝の体温報告（健康状態の把握のため） サーマルカメラの継続設置（個人の判断に委ねる） 行事等の際に大人が園舎内に立ち入る際の検温（個人の判断に委ねる） 行事等への参加の際の当日朝自宅で検温の協力依頼
手指衛生 **消毒**	**〇原則コロナ前に戻す。** **【通常の感染症対策として継続】** 石けんでの手洗いの励行 消毒用アルコールの設置 ※屋外から室内に戻った時、食事前、トイレ使用後等に励行 手洗い後の個人のハンカチまたはペーパータオルの使用 机の清拭消毒（食前食後、降園後の清掃時） 定期的な保育室内のオゾン燻蒸殺菌 定期的な玩具の清拭消毒、天日干し消毒 消毒用アルコールの設置（出入口・トイレ・保育室等） 園バスの座席のアルコール清拭消毒 **【終了する対策】** バス乗車時のアルコール消毒 送迎時のコドモンでの打刻（iPad）のタッチペンの消毒（各自で手指消毒） 手すり・床・扉・送迎マット等の清拭消毒

	園バス乗車時の園児手指のアルコール消毒
換気	**【通常の感染症対策として継続】** 窓・扉を２方向２か所以上常時開放 扇風機及びサーキュレーターの使用 24 時間機械換気 CO2 モニターによる計測 園バスの窓の開放（外気導入）
大人の園舎内への立ち入り	**【通常の感染症対策として継続】** ０・１・２歳児は保育室まで保護者送迎。 ３・４・５歳児は基本エントランスまで保護者送迎（用がある場合は入室可）。
アクリル板設置	アクリル板設置をせずに机に対面で座っての活動・食事となる 黙食は求めない（コロナ禍でも同様） 大声での会話は可能な限り控えるよう促す
給食の配膳	年少以上の子どもの当番による配膳を順次再開（コロナ禍では先生が配膳） ランチルームの使用再開（トング等の共有時は手指消毒を都度行う）
送迎時のルール	時差登降園は終了 駐車場が混み合うので、送迎の際は速やかに帰る（課外教室も同様）。 お迎え後園庭では遊ばない（課外教室も同様）。
異年齢児の交流	制限なし（コロナ禍では感染状況に応じて制限していた）
０・１・２歳児合同保育、預かり保育、長時間保育	異年齢･合同保育での制限なし（コロナ禍では感染状況に応じて制限していた） 送迎時の取扱いは継続
行事の家族人数制限	行事内容に応じてその都度判断（コロナ前と同様）。
課外教室	参観等での園舎内への立ち入り可（各教室の指示に従う）

【参考（抜粋）】: 5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

（文部科学省、令和 5 年 4 月 28 日）

１．学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○ 新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行後においても、

- **家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握**
- **適切な換気の確保**
- **手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導**

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、**これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない**こと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、**マスクの着用を求めないことが基本**となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

○ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることが考えられること

【参考（抜粋）】学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について

（通知：文部科学省、令和 5 年 4 月 28 日）

３．学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

○ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、**「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする**こと

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から５日を経過するまでを基準とすること

○ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと

○ 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること

○ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。

児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと

○ 施行規則第19条第２号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと

○ 令和５年５月８日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されること

４．その他の留意事項

（１）新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得に対する配慮について

これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はないこと。また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ないこと

（２）濃厚接触者の取扱いについて

令和５年５月８日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないこと等を踏まえ、

・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等

・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと

（４）発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの周知・呼び掛け

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、児童生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと

また、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること